

# 山梨県公報

第二千三百四十四号

平成二十五年

八月八日

木曜日

## 目次

道路の区域変更(三件)……………五三一  
 建築基準法に基づく道路位置指定……………五三一  
**公 告**  
 採石業務管理者試験の実施……………五三二  
 特定計量器の定期検査の実施……………五三三  
 換地処分の実施……………五三五  
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五三五  
**公安委員会**  
 落札者の決定について(三件)……………五三五

## 告 示

### 山梨県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	----------	-----------------	------------------

甲府市小松町字十二天四八八番の一地先から  
 甲府市朝日五丁目八四番の一地先まで

	新	旧
	四・六〇 二六・〇	四・六〇 二六・〇
	一六・〇〇 七四・〇	二〇四二・一 二〇四二・一

### 山梨県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 緑ヶ丘運動公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
甲府市緑が丘二丁目二六五番の一地先から 甲府市緑が丘二丁目二〇五二番の一地先ま で	旧 新	一五・〇〇 一九・八	四四八・六 四四八・六
		一八・九〇 四七・六	四四八・六

### 山梨県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年八月二十九日まで一

般の縦覧に供する。

平成二十五年八月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府韮崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市塩部三丁目一七〇五番の八地先から 甲府市塩部三丁目一七一一番の一地先まで	一六・二丁 四〇・〇	一六・二丁 二八・七	四七・六	四七・六

### 山梨県告示第二百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日  
平成二十五年八月八日
- 二 指定道路の位置  
南アルプス市寺部字今井ノ前千五百五十二番七
- 三 指定道路の幅員  
最大幅員五・十八メートル、最小幅員四・八五メートル
- 四 指定道路の延長  
三十四・三〇メートル

## 公 告

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年八月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日時  
平成二十五年十月十一日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館（仮称）三〇三会議室
- 三 受験資格  
年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目  
次に掲げる科目について筆記試験を行う。
  - 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
  - 2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 五 受験手続
  - 1 提出書類
    - (一) 受験願書
    - (二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚
  - 2 受験手数料  
八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）
- 六 受験願書受付期間  
平成二十五年九月二十日（金）から同年十月四日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。
- 七 受験願書の提出先  
受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。
- 八 合格者の発表

平成二十五年十月十八日(金)に山梨県庁東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。  
九 その他

1 試験当日持参するもの

(-) 受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五 二二三 一六四五)に問い合わせること。

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成二十五年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年八月八日

山梨県知事 横内正明

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五号)第五号第一号又は第二号に掲げるものを除く。)	平成二十五年九月十日	午前十時半から午後三時まで	富士吉田市民会館	富士吉田市	一般社団法人山梨県計量協会
、分銅及びおもり	平成二十五年九月十三日	同	同	同	同
	平成二十五年九月十九日	午前十時から正午まで	石原なち子記念体育館	山梨市(旧三富村及び旧牧丘町を除く。)	同

平成二十五年九月二十日	午後一時半から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合山梨支所	同	同
平成二十五年九月二十四日	同	フルーツ山梨農業協同組合日下部支所	同	同
平成二十五年九月二十五日	午前十時から正午まで	フルーツ山梨農業協同組合日川支所 所統合共選所	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合後屋敷支所	同	同
平成二十五年九月二十七日	午前十時から午後三時まで	夢わく山梨	同	同
平成二十五年九月三十日	同	甲州市老人福祉センター(塩寿荘)	甲州市(旧勝沼町及び旧大和村を除く。)	同
平成二十五年	午前十時から	松里公民館	同	同

同	平成二十五年 十月十七日	同	平成二十五年 十月十五日	平成二十五年 十月十一日	平成二十五年 十月十日	平成二十五年 十月八日	平成二十五年 十月四日	同	平成二十五年 十月三日	十月一日
午後一時半から 午後三時まで	午前十時半から 正午まで	午後一時半から 午後三時まで	午前十時半から 正午まで	同	同	午前十時半から 午後三時まで	午前十時から 午後三時まで	午後一時半から 午後三時まで	同	正午まで
大月市役所 富浜出張所	大月市役所 猿橋出張所	真木公民館	大月市西部 農村環境改善センター	同	同	都留市ふるさと会館	同	フルーツ山梨農業協同組合塩山支所	塩山北中学校	
同	同	同	大月市	同	同	都留市	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

平成二十五年 十月二十一日	平成二十五年 十月二十四日	平成二十五年 十月二十二日	同	同	平成二十五年 十月二十五日	平成二十五年 十月二十八日	平成二十五年 十月二十九日	平成二十五年 十月二十九日	平成二十五年 十月二十九日	平成二十五年 十月二十九日
午前十時半から 正午まで	午前十時から 正午まで	午前十時半から 午後三時まで	午後一時半から 午後三時まで	午後一時半から 午後三時まで	午前十時から 午後三時まで	同	午前九時から 午後四時まで	午前九時から 午後四時まで	午前九時から 午後四時まで	午前九時から 午後四時まで
大月市役所 七保出張所	梨北農業協同組合 西支店	同	大月商店街 協同組合	梨北農業協同組合 甘利支店	梨北農業協同組合 東支店	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

皮革面積計	平成二十五年十月二十九日から平成二十六年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	甲府市を 除く県下 全域	山梨県計量検定所
		同		同	同
					該当する場合に限る。

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
県営畑地帯総合整備事業(白根地区上八田工区)の換地処分を平成二十五年七月二十六日実施した。

平成二十五年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十五年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 上野原市上野原字後山八一五四の九六、八一五四の二八二、八一五四の二八三、八一五四の二八四、八一五四の二八五、八一五四の二八六、八一五四の二八七、八一五四の二八八、八一五四の二八九、八一五四の二九〇、八一五四の二九一、八一五四の二九二、八一五四の二九三、八一五四の二九四、八一五四の二九五及び八一五四の二九六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 上野原市新田千百四十番地 井口建設株式会社 代表取締役 白木 良雄  
 上野原市上野原千一番地 有限会社ベストホーム 代表取締役 田中 基雄

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年八月八日

山梨県警察本部長 真 家 悟

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
 IC運転免許証運転者管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
- 三 落札者を決定した日  
 平成二十五年七月八日
- 四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 八千七百三十六万二千百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年五月二十七日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年八月八日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

電子署名生成装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日

平成二十五年七月八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

五千四百七十九万九千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年五月二十七日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年八月八日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

IC運転免許証追記装置 十六組

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日

平成二十五年七月八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

六千三百三十一万一千六百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年五月二十七日